

西南学院の「日曜日問題」をめぐって — 自校史研究の一事例¹

寺園 喜基

序. 「日曜日問題」と従来理解

西南学院に高等学部が設置されて間もなく、野球部、テニス部等を中心にクラブ活動が躍進を遂げた。スポーツ活動、特に対外試合は日曜日に行われることが多かったが、しかし日曜日を「安息日」として礼拝を守るのが、学院の教育方針であった。この日曜日運動禁止をめぐって学生が反発し、いわゆる「日曜日問題」が1928（昭和3）年から1940（昭和15）年に亘って起こったのである。

この問題は、従来、当時の院長ドージャーの厳格な教育方針とそれに対する血気盛んな学生や柔軟さを求める教員・保護者たちとの対立として受け取られ、ドージャーの頑固さや信仰の頑なさが原因である、と理解されてきた²。

しかし事はそう単純ではないように思う。日本社会における日曜日導入とキリスト教界の関係、国家主義的な流れの中における当時の文部省のスポーツ・軍事教練の理解、その間の学院の学生指導や教育方針、これらが複雑に絡みあっているように思われる。

1. 「日曜日問題」の概要

高等学部設置と共に創設された野球部は、まもなく頭角を現し、1924（大正13）年には九州高専大会で福岡高等学校を下し初優勝。1927（昭和2）年7月の大会でも勝ち進み、準決勝で当時の強豪長崎高専を6対1で下し、福岡高等学校との決勝戦へ進むことになっていた。ところが、この準決勝戦は日曜日の対外試合禁止という学生心得を振り切って敢行されたので、選手全員が無期停学処分を受けてしまい、従って決

1 これは私立大学連盟『大学時報』2009年3月号、シリーズ「わが大学史の一場面－日本の近代史と大学の歴史」で述べたものとほぼ同一の内容のものである。

2 西南学院：『西南学院七十年史』、1986年、594頁以下、西南学院大学：『写真・西南学院大学50年』、1999年、31頁等を参照。

勝戦も行えず、泣く泣く優勝を逃してしまったのである。決勝戦に出場すれば全員退学処分にする、と言われていたのであった。

これ以外に、他の運動部でも類似のことが起こっていた。剣道部の記録には「日曜日は安息日として試合はもちろん練習もできず春秋二回の六高専（西南、福高、福岡高専、九医、九歯、明専）リーグ戦のスケジュールも相手校に頼んでウィークデーにしてもらった³とある。学生たちは日曜日運動禁止に強い不満を抱いていた。

学生の不満は翌1928（昭和3）年に入ってもなく爆発した。いわゆる「日曜日問題」の勃発である。卒業試験が始まる朝、卒業を控えた4年生を除く全員が講堂で学生大会を開き、ドージャーの院長辞任を求め、ストライキを行った。2月10日から10日間であった。直接のきっかけは学生寄りの三教授の解任反対だったが、要求の主眼は日曜日の運動禁止などの校則改善にあった。責任を感じたドージャーは翌1929年院長を辞任した。問題の解決を図ろうとして、理事会は「日曜委員会」を設置。委員会は1930年春、理事会に緩和策を取るようにとの答申を出した⁴。これに対して、同年冬、宣教師たちのミッション会議がこれへの反対の要求を出した⁵。このミッション会議の要求と先の「日曜委員会」の答申を受けて、12月に開かれた学院の臨時理事会はミッション会議の要求の方を全面的に受け入れ、安息日遵守を条件に、G. W. ボールデンを第3代院長に任命した。

ボールデンの院長職は、しかし、長くは続かなかった。彼はスポーツを好み、日曜日問題についても学生に近い考えをもっていたようである。それ故、学生とミッション会議・理事会の間で板ばさみになり苦しんでいたという。それに、別の事件をきっかけにして⁶、ミッション会議・理事会と神学的立場の相違も明確になってきた。結局、彼は1932年、実質1年8ヵ月足らずで、院長を辞任したが、実際は解任であって、その後、彼は学院ともミッション会議ともすべての関係を断たれてしまったのであった。

ボールデン辞任に学生たちは反対し、留任運動を起こした。嘆願書や声明書を発表し、同年7月には3日間に亘るストライキを執行した。これは卒業生や保護者をも巻

3 西南学院大学体育会総務委員会：『紺碧－西南体育会の歩み』、1967年、115頁。

4 そこには、「聖日厳守ノ精神ヲ傷ツケザル範圍内ニオイテ、学院ガ少シク従来ノ態度ヲ緩和シ、多少ノ手加減ヲ為スノ必要アルコトヲ認ム」とある。（昭和5年5月13日、日曜委員会答申）

5 これは、「選手又ハ学生団ガ学院ヲ代表シテ日曜日ニ運動競技ニ出場スルコトヲ許可セザルヨウ、要求セラレンコトヲ決議ス。」というものである。（昭和5年11月4日、米国南部バプテスト総会日本ミッション）

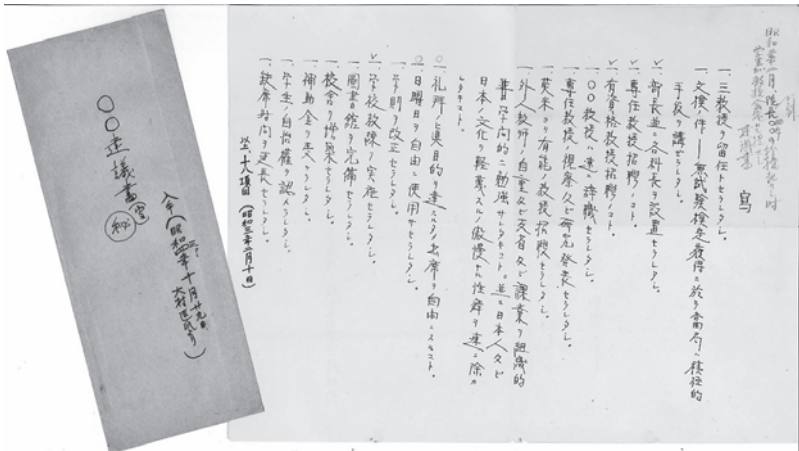
6 アサ会への理解と対応の仕方を指す。

き込む大きな騒ぎとなり、地元新聞は数回に亘って大きく報道し、ついには文部省からも注意を受けた⁷。結局、理事会は従来の立場を変えず、またポールデンも辞職してしまったので、この紛争はまもなく不満を残しながらも沈静化した。

日曜日問題についての教師の立場は、理事会に対して緩和策を求めるものであった。たとえば、当時、高等学部の教員であった波多野培根は覚書に、キリスト教学校としての原則は遵守すべきではあるが、この原則を日曜日の競技に適用するには、現状を顧慮すべきであって、「多少の手加減」をなすべきである、と記している。そして、理事会がこの折衷案を採用せず絶対禁止の方針を採り続けるならば、在学生や父兄、また教師にこの旨を説明して自由に去留を選ばせること、また学生には入学時に本人の決心を確かめて宣誓させよ、とも述べている。

さまざまな声にもかかわらず、1933年3月の理事会は日曜日の競技の絶対禁止を確認し、4月1日付けで父兄宛に学院の立場を通知した。この内容は、学院伝統の精神である聖日厳守を実行するので、父兄各位の理解と協力をお願いしたい、というものであった。その後この問題をめぐる対立は大きく表面化はしていない。

ところが、学院側は態度を一変して、1940年4月1日から「日曜日問題の取り扱い



日曜日問題の改善を訴える建議書（写）

7 「…生徒紛争二関シテハ…未ダ解決ヲ見ルニ至ラザルハ、甚ダ遺憾ノ次第二テ、至急解決ヲ見ル様、充分対策ヲ講ゼラレ度。」との文部省専門学務局長の文書が残されている。（学專四九一号、昭和7年7月16日、文部省専門学務局長）

を一部緩和する」ことを発表した。しかし、この決着は理事会主導によってではなく、まったく別の要因によってなされたのである。それは、前年8月16日の文部次官通牒であった⁸。これにより、授業のあるウィークデーの運動競技試合は禁止され、休暇、日曜日、祭日、土曜日の午後にのみ行われることになった。そして、授業の中には教練という軍事訓練も組み込まれることになる。

こうして、西南学院の12年間におよび「日曜日問題」はあっけなく幕が下ろされた。この問題の緩和策は、学院と学生との粘り強い対話の結果でもなく、学院側のキリスト教理解の再検討によるものでもない。国策という外圧に従ってである。

2. 日曜日休日制の導入とキリスト教

日曜日が休日と定められたのは、1876（明治9）年の太政官布告による。これによって、従来の「一六休暇」制が変わって、日曜日と土曜日午後の休暇が実施されるようになった。その背景には明治政府に招聘された外国人たちの休日の習慣があり、彼らはキリスト教の習慣に従って、日曜日休業を必ず契約に入れたのである。これ故に明治政府の人々は、日曜日が安息日である所以は深くは知らないにもかかわらず、太政官布告をなした、と政府の「お雇い外国人」であった宣教師フルベッキは証言している⁹。

日曜日休日制は明治初年の教会には大きな朗報であった。なぜなら日曜日を安息日とし、礼拝を守ることは信仰生活の生命線であり、洗礼志願者の試問において安息日厳守の決心を問い、確認することは大切な問題だったのである。だが日曜日が休日として制定される前は、仕事を休まねばならないという困難があった。今やしかし、信徒の良心を長く悩ませていた問題は解決されたのである。信徒にとって、日曜日は自由に礼拝をなす安息日を意味した。

明治以後の日本の教会において、信徒としての生活信条は、禁酒禁煙、一夫一婦制、

8 そこにおいて、「学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件」と題された通牒の第二項に、「特ニ文部省ノ承認シタル場合ノ外試合又ハ練習ノ為学業ヲ欠クカ如キ事アルヘカラザルコト」と謳われている。

9 しかしすぐ後に、フルベッキはこうも言っている。布告の数日前、ある外務の吏員が訪ねて来て言うには、黒衣の外国人が外務省に来て、日曜日を休日にするからにはキリスト教全体を公許すべきであるが、どうするのかと質問した、これを受けて日曜日休業に政府は躊躇した、についてはフルベッキの意見を求めたい、とのこと。これに対して、彼は、「日曜日の休業とするは、敢て之を宗教問題となすに及ばじ。何を苦しんで躊躇することあらんや」と答えたのである。佐波互編：『植村正久と其の時代』、教文館、1937-1941、第一巻388頁、なお第二巻261頁以下も参照。

勤勉なる勤勞奉仕の他に、実にこの安息日の厳守が挙げられるのである。その一方で、一般社会において日曜日は一休日に過ぎず、休息、行楽、買い物、団樂等のために使う。このような一般社会での用い方が、時代を経ると共に信徒の意識の中にも入ってくるようになった。これに対して、安息日遵守を強調せよ、との声も出てくることになる。日本基督教興文協会は日本にあるキリスト教ミッションの同盟を代表するものだが、「安息日厳守の風習を日本人間に普及せしめよう」という掛け声の下、「日曜日を守る勧め」という趣旨の懸賞論文を募集し、その結果を1918（大正7）年に『守るべき日曜日』という冊子で発表した（同協会発行）。その冊子に若き日の中山昌樹（まさき）の論文がある。彼は統計を挙げながら当時の全国の教会において、礼拝出席者数の約二倍半の信徒たちが礼拝に出席していない状態を嘆く。そして結論として、①安息日には仕事をしない、②礼拝に出席する、③家庭的団樂の日とする、④善行の日とする、⑤伝道の日とする、⑥博愛人道の精神を覚える人類の日とする、という6項目の提案をしているのである。

この冊子は、ドージャーが院長に就任した次の年に発行されている。日曜日をめぐるとこのような当時のキリスト教界の動きの中にドージャーは身を置いていたことになり、またミッション会議の後押しを受けてもいたのだから、彼が安息日遵守を強調したのは、単なる性格上の頑固さや信仰の頑なさという、個人の事柄にはよらないのである。

3. スポーツ部活動の変容

西南学院においてスポーツ部活動、特に対外試合をめぐって「日曜日問題」が起こったのが1928（昭和3）年、決着をみたのが1939（昭和14）年の文部次官通牒に従った翌年の4月であった。西南学院の立場は日曜日の試合、練習の禁止であり、当時の文部省の立場はウィークデーの試合、練習の禁止だった。西南学院の立場は根拠が明確であって、「日曜日を安息日とせよ」という日曜日理解によるものである。これに対して、当時の文部省の立場は、戦時体制下でのスポーツ解釈によるものである。

戦時体制においてスポーツはそれ自体を楽しむものから、思想善導策として、国民のイデオロギー操作の一環として位置づけられるようになった。それ故、戦時に備える体力作り、戦争準備のための身体訓練、さらに戦争準備そのものとしての教練へと変容していったのである。

1936年の二・二六事件をきっかけに軍部の政治的発言が支配的になる。翌1937年に盧溝橋事件が勃発し、これにより日中の全面戦争が始まった。政府は戦争開始と共に



中学部の生徒による体操（1935年）

1937年に「国民精神総動員」運動を展開。その目的は、「挙国一致」、「尽忠報国」の精神をもって、事態がどのように展開したり長期化したりしようとも「堅忍持久」し、困難を打開し所期の目的を貫徹すべく、国民の決意を固める、ということだった。翌年の国家総動員法の第一条には、「国家総動員トハ戦時ニ際シ国防目的達成ノ為ノ国力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」とあり、その総動員業務の一つに、国家総動員のために必要な「教育訓練」に関する業務が挙げられている。

このような国家政策の中にスポーツが組み込まれていくのは、当然の成行きだった。戦時体制下においては人的資源の確保は大きな課題であり、体育論は国民体力論を意味していた。体力とは競技試合のための体力ではなく、特に戦争・戦闘のための体力、また軍需工業・軍事産業のための体力が意図されている。学校の体操の学習においても、時局に合致したものが求められ、学生・生徒が運動を楽しむのは利己的で快楽的であってはならないことであった¹⁰。

1938年に大学野球連盟に対して、「興行精神を抹殺し、日本主義的な学生野球を確立する新しい野球道を追及すべし」とし、試合は時局認識の体现を期した質実剛健を旨とし、運動用具の愛護尊重を強化すべきこと、が指示されている（web版『同志

社スポーツの歩み』)。翌1939年3月には大学に軍事教練を必須とする、という通達が発表された。

同年8月16日に、学生の運動競技を休日・土曜午後以外は禁止、との前述の通牒が発表された。東京六大学野球連盟はこれに基づいて、試合時間短縮、経費切り下げ、日程制限、応援様式改善等の改正案を提出した。しかし、更なる圧力が加えられ、ついには1943年にリーグは解散させられた。

結びに代えて

以上、西南学院の「日曜日問題」を概説し、その背景にある日曜日休日制の導入と戦時下におけるスポーツ解釈の変容とを見てきた。すると、日曜日問題はドージャー対学生の問題として「個人化」できるものではないことが分かった。

あるいはまた、これを経済問題や、米国人と日本人の対立として捉えて、学校経営が米国人宣教師に負われているので、西南学院は彼らの押し付けから自由になれないのだ、とする理解は、大変な誤解だと言わねばならない。当時の新聞には次のような記事もあった。「日曜日運動問題は、同校の癌となって居り、日本人理事の無力は、要するに経済問題に帰着するので、根本問題は、日本のバプテスト教徒その他が現在米人から受けて居る年額七、八万円の経費を自弁し得るか否かにかかっているのではないかと言われている。」(『福岡日日新聞』、1932年6月22日)

私たちはむしろ、この問題を歴史の流れにおいて捉えねばならないと思う。すると、学生の要求は確かに自由化の要求ではあるが、しかしその自由は吟味された根拠を持たないものであったので、時局の流れに乗せられることになってしまった、と言わねばならない。荒っぽい表現をすれば、「日曜日にスポーツをさせろ」という要求は、「日曜日にしかスポーツをしてはならない」という禁止へと変化していったのであるが、あの「要求」からこの「禁止」へと変化させたものは、時局の流れなのであった。

では、学院の態度に対してはどう言うべきだろうか。学院は学生と対立するのではなく、歩みを共にすべきだったのではなかろうか。そのためには原則主義的な安息日の理解を再吟味すること、「時局の流れ」を正確に理解し、学生と共有すること、が

10 また、平均台を用いた跳躍運動は「塹壕越え」と称され、「恐れず勇敢に」が指導要点とされるなど、体操の学習は「戦争ごっこ」という物語の枠内で行われたりもした。体育劇「兵隊さんの点呼」は、整列、点呼、敬礼、行進、軍歌という軍事的行事を、体操の生活化という名で呼んだだけであった。入江克己：『日本ファシズム下の体育思想』1986年、189頁、以下参照。

肝心だったと思う。私たちが学院の歴史についてこう判断するのは、過去を問うためではなく、むしろ現在を問うためである。今日の時代において建学の精神が意義を持つことが、問われているのである。